

# ゆうゆうグリーン俵山

2009  
1/1



発行：俵山グリーンツーリズム推進協議会  
情報提供収集隊

俵山地区発展促進協議会  
青年部会

<http://hana00415.hp.infoseek.co.jp/>

**〔グリーンツーリズム〕とは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、農山漁村で楽しむゆとりある休暇」のことです。農山漁村を舞台として、農業などを介した交流や体験を通じ、その土地の自然や文化に触れ余暇を楽しむひとつの旅行形態を言います**

## 明けましておめでとうございます。(会長からご挨拶)

「ゆうゆうグリーン俵山」で検索！

俵山のグリーンツーリズムの取組みはホームページでもご覧になれます。

「千三百人の地域づくり」

ゆうゆうグリーン俵山

会長 重村 法弘



新年あけましておめでとうございます。俵山地区の皆様には輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。本年も皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年、「子ども農山漁村交流プロジェクト」をはじめ様々な活動の上で皆様方には、大変なご理解、ご支援を賜りましたこと心より深くお礼申し上げます。おかげをもちまして俵山の知名度アップ、ファン拡大に一役買えたのではないかと自負しております。

さて、ゆうゆうグリーン俵山では、5年目を迎える今年、俵山地域の更なる発展をめざすと共に、今後の在り方について考え、より活発に活動していくため組織のあり方を変える年に行いたいと考えています。

「行政に頼らない自立した地域」「どこにもない先駆的な地域」として、皆様のご協力

の下、地域をあげて取り組んでいけたらと願っています。

いずれにしても皆様のご支援、ご理解なくして、本協議会の活動はありえません。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



「民泊で深まった交流！」

子ども農山漁村交流プロジェクト

昨年の私達のビッグプロジェクトであった小学生の民泊体験学習が無事終わり、晩秋の俵山に、多くの子ども達の歓声が響き渡りました。

この事業は農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、地域づくりと教育活動の融合を目指して行われるもので、全国五十箇所モデル地域のひとつとして俵山地区が選定され、実施されたものです。

今年下関市の文関小学校5年生と山口市の大海小学校全校児童が俵山に滞在し、2泊の農家民泊や、果樹の収穫、稲こぎ、料理づくりなど農村でしか体験できないメニューを体験し、地域の人たちと交流を深めました。

お別れ式では、涙を流して握手する光景も見られ、子どもたちにとって忘れられない思い出となったことでしょう。



いよいよ始動!!



# NPO法人の会員大募集!!



情報誌第8号でお知らせしましたが、ゆうゆうグリーン俵山では、組織をNPO法人にしようと考えております。これまで任意団体で活動してきましたが、事業が多様になってきたことから、法人化の方向で協議し、昨年末には発展促進協議会の役員会において承認を得たところです。これまでは、青年部として取組んできましたが、これからは趣旨に賛同していただける方々とともに、地域を盛り上げていきたいと考えています。地域の皆さんの積極的な入会をお待ちしています。

## 設立趣旨書（概要）

俵山地区は、湯治場で有名な俵山温泉を中心に栄えてきたが、過疎高齢化に伴って、地域の活力が失われようとしている。こうした中で、地域の若者を中心にグリーンツーリズムを活用した村おこしに取り組み、都市農村交流活動を展開してきた。成果として20年からは子ども農山漁村交流プロジェクトも始まった。さらに、公民館が民営化され、ここを拠点として新製品や新サービスの開発による地域振興を図ることが求められている。その一環として酒の販売も進めている。今後は、超高齢化社会に向け、福祉事業の充実や、子育て支援事業も確実に必要となってくる。

今後のまちづくりは、住民1人ひとりが主体的に担っていくことが必要であり、継続的で安定した運営体制を持つ組織として、NPO法人を設立する。

**NPO法人とは**  
NPOとは、英語の頭文字をとったもので、直訳すれば「非営利団体」となります。「住民が主体となって、組織的、継続的に地域課題の解決に向けて活動を行う営利を目的としない団体」という意味です。  
NPO法に基づいて、県知事から認証を受けて法人格を得ると、銀行口座の開設や事務所の賃借、財産の所有といった法律行為を法人名義で行えるようになります。NPOが組織として円滑に活動しやすくなります。NPO法人は、誰でも入退会が可能です。同じ目的を持った人々が活動のためのルールを作って、組織として継続的に活動を行うということになります。「非営利団体」とはいえ、事業により収入を得たり、人を雇うことも可能です。ただし、利益の分配は行わず、今後の事業に充てなければなりません。

## 個人会員制度 （団体会員制度もあります）

正会員（都合がつけば、共に活動します）入会金 1,000円、年会費 1,000円

賛助会員（趣旨には賛同するが、活動はお任せします。）入会金 0円、年会費 1,000円

この法人への加入は、「家」単位ではなく「個人」が単位と

なります。また、この法人は地域の内外を問わずいつでも誰でも入退会が自由です。

法人化に向けての日程  
1/15 会員の一次締切  
1/末 設立総会  
2/初 申請書提出  
縦覧、審査（4ヶ月以内）  
5/末 登記完了

### NPO 法人入会申請書（1/15 までに公民館に提出ください）

氏名	年齢	住所